

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について

本年度の狂犬病予防注射の実施については、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）の公布及び同省健康局結核感染症課長通知に基づき、①新型コロナウイルス感染症の発生等のやむを得ない事情を踏まえ、令和2年12月31日までの間、予防注射の実施を猶予すること、②本件は、特例措置であり当該予防注射自体を不要とするものではないこととされた。今般、令和2年9月17日付け健感発0917第2号をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」が再度各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出されたことを受け、令和2年9月18日付け2日獣発第134号「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について」をもって、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で、早急に予防注射を実施する旨地方獣医学会長へ依頼したので、ここに紹介する。

2日獣発第134号
令和2年9月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について

本年度の狂犬病予防注射の実施については、令和2年6月12日付け2日獣発第52号をもって、6月11日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が公布され、併せて同省健康局結核感染症課長通知に基づき、①新型コロナウイルス感染症の発生等のやむを得ない事情を踏まえ、令和2年12月31日までの間、予防注射の実施を猶予すること、②本件は、特例措置であり当該予防注射自体を不要とするものではないこと等についてご連絡したところです。

今般、別添のとおり令和2年9月17日付け健感発0917第2号をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」が再度各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出されました。

つきましては、全部もしくは一部の地域において予防注射が実施されていない地方獣医師会におかれましては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で（令和2年9月17日付け事務連絡参照）、早急に予防注射を実施していただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年9月17日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について (情報提供)

今般、狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について、別添のとおり自治体宛て通知を發出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

【別 添】

健感発0917第2号
令和2年9月17日

各 (都道府県)
保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について (通 知)

本年度の狂犬病予防注射の実施については、令和2年6月11日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が施行され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、本年6

月までに狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、令和2年12月31日までの間、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が取りまとめられ、「季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、更なる検査体制、医療提供体制の確保・拡充に取り組んでいく。」こととされました。

狂犬病の予防注射を確実に接種していただくため、各地域での新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえつつ、季節性インフルエンザが流行する前に、各自治体から犬の所有者等に接種を促していただくようよろしくお願いいたします。

なお、日本獣医師会では、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえでの犬の集合注射及び小動物診療施設等での対応について、別添1、2にて周知を行うこととしております。各自治体におかれましては、こうした情報について積極的にご活用いただくとともに、各地方獣医師会等と連携するなど、狂犬病予防注射の実施の推進についてより一層のご協力のほどよろしくお願いいたします。

（別添1）日本獣医師会作成

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 狂犬病集合予防注射の実施について

わが国では、昭和25年に制定された狂犬病予防法に基づく犬へのワクチン接種により、昭和32年以降国内での発生は見られず、清浄国を維持しています。

しかしながら、本年5月、愛知県でフィリピンから来日した外国籍の男性に国内14年ぶりとなる発症が確認される等、海外では毎年6万人が死亡している状況下において、予防注射が本病の防疫に果たす役割は極めて重要です。

しかし、本年は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、予防注射の時期が例年の4月1日から6月30日までの期間から、12月31日まで延長されました。このような状況下にあつて集合注射を再開するに当たっては、下記の事項に留意の上、新型コ

ロウイルス感染症に対する感染防止措置を確実に講じることにより、犬の所有者等が安心して予防注射を受けることができるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 獣医師等における留意事項

- ①可能な限り个人防护具（PPE）の装着を行うこと（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、手袋、白衣等）。
- ②予防注射ごとに装着している手袋等の消毒を行うこと。
- ③獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ④咳、発熱等の症状がある場合は、他の獣医師と交代すること。

2 飼い主等における留意事項

- ①事前の通知等により、咳、発熱等の症状がある場合は、来場を控えていただくようお願いすること。
- ②会場では、マスク着用など咳エチケットを徹底していただくこと。
- ③会場に消毒薬を設置し、手指消毒をお願いすること。
- ④犬の飼い主等間での密接な接触は避けること。

（別添2）日本獣医師会作成

新型コロナウイルス感染症に対する 小動物診療施設等の対応について （令和2年7月31日改訂）

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、「緊急事態宣言」に伴う都市封鎖（ロックダウン）及び外出禁止等の措置が講じられることが懸念されます。

この文書は、このような事態においても、小動物診療施設において獣医師、獣医療スタッフ等（以下「獣医師等」という。）及び飼育動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するために推奨される対応方策を提示するものです。

なお、産業動物診療については、診療業務が主に家畜または家禽が飼養される畜鶏舎で行われること、これまで新型コロナウイルスが家畜等に感染したとの報告はないことから、家畜飼育者等との接触において、密閉空間、密集場所、密接場面という3

つの条件が同時に重なることがないように注意しつつ、本文書を参考に必要な診療業務の遂行をお願いします。

1 応召の義務

「診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」（獣医師法第19条第1項）との規定にかんがみ、必要と判断されれば原則として飼育動物の診療を行うこと。

2 飼い主への事前連絡・周知

外出禁止の要請等が行われた場合には、罹患動物の診療のために来院する前に電話等で事前相談を行うよう、通院中若しくは過去に通院歴のある動物の飼い主に対して、ホームページ、電話、メール等で連絡・周知すること。

3 罹患動物の容体等の聴取

2の飼い主からの電話等においては、罹患動物の容体のほか、飼い主自身の健康状態、海外渡航歴、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触の可能性等について聴取すること。

4 電話等による診療の指示等

3の飼い主からの電話等による聴取の結果、罹患動物の病状が重篤で緊急的な処置等を要する場合を除き、来院を延期した上で、オンライン診療、電話、メール等での診療の指示、指導等に止めること。

5 来院させる場合の留意事項

来院させる必要があると判断した場合には、原則として次の留意事項に従わせること。

- ①飼い主同士の接触を避けるため、予約制とすること。
- ②同伴は健康な成人1名に限ること。
- ③大型犬を除き、移動用ケージ等を用い搬送、来院すること。
- ④自家用車等を利用し、公共機関は利用しないこと。
- ⑤マスク着用等の感染防護措置を行うこと。
- ⑥到着後、動物とともに院外で待機し、病院の獣医師等の指示により院内へ入室すること。
- ⑦支払いは不必要な接触を避けるため、原則としてキャッシュレス決済等に限定すること。

- ⑧これらの指示に従わない場合は、診療を見送る場合もある旨の同意を得ること。

6 来院時の対応及び留意事項

飼い主の来院時には、病院の獣医師等は次の対応、指示等を行うこと。

- ①予約時間に飼い主が来たことを確認し、待合室への入室を指示すること。
- ②入室時に院内に設置した消毒薬で手指を洗浄消毒すること。
- ③ケージを決められた場所に置き、獣医師等の指示を待つこと。
- ④院内の備品等に不必要に触れないこと。
- ⑤獣医師等とは2メートル以上の距離を保つこと。
- ⑥待合室にて問診表（飼い主の健康状態に関する質問を含む。）の記入を依頼し、内容を確認した上で、診療室への入室を許可すること。
- ⑦診療終了後、帰宅時に手洗い等十分に感染の防護に努めるよう周知すること。

7 院内の獣医師等に対する留意事項

病院の獣医師等は、上記事項のほか、次の事項を遵守すること。

- ①个人防护具（PPE）の装着を徹底すること（別添6参照（略））。
- ②獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ③“One Health”の概念を実践する者としての自覚の下、逐次公表される新型コロナウイルス感染情報や政府の対処方針等に留意し、自身の感染防御はもちろん、院内感染等によるクラスターの発生防止に努めること。

8 診療対象動物が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合の対応

犬、猫等が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合には、（公社）日本獣医師会のホームページに掲載された「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」（令和2年5月1日、7月31日改訂）を参照の上、予め本会に連絡した後、国立感染症研究所獣医科学部等に問合せを行うこと。